

R5.7.1～「特定小型原動機付自転車運転者講習制度」が運用されています。
講習制度の対象となる特定小型原動機付自転車 **危険行為** は下記の**17**類型です。

<h2>1 信号無視</h2> <p>法第7条違反</p> 	<h2>2 通行禁止道路（場所）の通行</h2> <p>法第8条第1項違反</p>  <p>「歩行者用道路」など、道路標識等で特定原付の通行が禁止されている道路や場所（歩行者天国等）を通行する行為</p>	<h2>3 歩行者用道路での徐行違反</h2> <p>法第9条違反</p>  <p>特定原付の通行が認められている歩行者用道路を通行する際、歩行者に注意を払わずに徐行しない行為</p>
<h2>4 歩道通行や車道の右側通行等</h2> <p>法第17条第1項、第4項又は第6項違反</p>  <p>車道の右側、右側の路側帯や特定原付が通行できない歩道を通行する行為</p>	<h2>5 歩道徐行義務違反</h2> <p>法第17条の2第2項違反</p>  <p>特例特定原付が通行できる歩道で歩行者の通行を妨げるような速度・方法で通行する行為</p>	<h2>6 路側帯進行方法違反</h2> <p>法第17条の3第2項違反</p>  <p>特例特定原付が通行できる路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度・方法で通行する行為</p>
<h2>7 遮断踏切への立ち入り</h2> <p>法第33条第2項違反</p>  <p>遮断機が閉じていたり、閉じようとしていたり、警報機が鳴っているときに踏切に立ち入る行為</p>	<h2>8 交差点優先車妨害（左方優先等）</h2> <p>法第36条違反</p>  <p>信号のない交差点で左から来る車両や優先道路などを通行する車両等の進行妨害を行う 信号のない交差点 優先道路</p>	<h2>9 交差点優先車妨害（直進・左折車妨害）</h2> <p>法第37条違反</p>  <p>交差点で右折するときに、直進や左折しようとする車両等の進行妨害行為</p>
<h2>10 環状交差点の通行車妨害</h2> <p>法第37条の2違反</p>  <p>環状交差点内の通行車両等の妨害や環状交差点に入るときに徐行しないなどの行為</p>	<h2>11 一時不停止等</h2> <p>法第43条違反</p>  <p>交差点路を通行する車両等の進行妨害行為も含む</p>	<h2>12 整備不良車両の運転</h2> <p>法第62条違反</p>  <p>ブレーキ装置を備えていないなど、道路運送車両法の規定により定められた保安基準に適合しない車両を運転する行為</p>
<h2>13 酒気帯び運転等</h2> <p>法第65条第1項違反</p>  <p>酒気を帯びて車両を運転する行為</p>	<h2>14 共同危険行為等</h2> <p>法第68条違反</p>  <p>共同して、著しい交通の危険を生じさせたり、著しく他人に迷惑を掛けることとなる行為</p>	<h2>15 安全運転義務違反</h2> <p>法第70条違反</p>  <p>ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、かつ、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為</p>
<p>16歳以上の方が、17類型の違反を3年以内にくり返すと・・・ 「特定小型原動機付自転車運転者講習制度（3時間：6,000円）」の対象 16歳未満の方は、特定小型原動機付自転車運転禁止！ 違反すると無資格運転として処罰対象！</p>	<h2>16 携帯電話使用等</h2> <p>法第71条第5号の5違反</p>  <p>携帯電話で通話や画像等を注視するなど、携帯電話等を操作しながら運転する行為</p>	<h2>17 妨害運転</h2> <p>法第117条の2第1項第4号、第117条の2の2第1項第8号違反</p>  <p>他の車両等の通行を妨害する目的で著しい交通の危険や交通の危険のおそれを生じさせる行為</p>